

附表1

区分	添付書類	確認事項
(1) 社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は、 申出施設等を経営者又は共済契約者が経営をし ていることを証する書類（第4条の2、第4条 の3、第16条第1項第4号及び第5号、第 24条）	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1)「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) (2)「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) (3)その他、業務委託契約書等(写) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する 証明書等 ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認 事項が明記された次のいずれかの書類 (1)法人の定款(写) (2)定款変更申請書(写)及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 入所(利用)定員 オ 開始年月日 カ 許認可、届出年月日 ※ 申出施設等については、「ウ」、「エ」、「カ」は不要
(2) 社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の経 営者でなくなったことを証する書類(第15条) 共済契約対象施設等の一部を廃止、休止したこ とを証する書類(第25条)	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1)「廃止・休止届受理通知書」(写) (2)受印等のある「廃止・休止届」(写) (3)その他、業務委託契約書等(写) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する 証明書等 ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認 事項が明記された次のいずれかの書類 (1)法人の定款(写) (2)定款変更申請書(写)及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 廃止・休止年月日 ※ 申出施設等については、「ウ」は不 要
(3) 共済契約対象施設等の経営者が変更したこと を証する書類(第16条)	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1)「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) (2)「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) (3)受印等のある「届出書」(写)又は「届出受理書」(写) (4)その他、業務委託契約書等(写) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する 証明書等 ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認 事項がわかる次のいずれかの書類 (1)法人の定款(写) (2)定款変更申請書(写)及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 経営者名(新旧) オ 開始年月日 カ 変更理由 ※ 申出施設等については、「ウ」は不 要

附表2

厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級

[第34条第1項第2号]

障害の程度	番号	障害の状態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害があって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1上肢のすべての指を欠くもの
	10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
	10	1下肢をリストラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

◎ 前表中の3級の第14号に規定する厚生労働大臣が定める障害の状態は、傷病が治らないで、次の表の上欄の各号のいずれかに該当し、かつ同表の下欄の状態にあるものとする。

1 結核性疾患であって、次に掲げるもの
ア 軽度の安静を継続すべきもののうち、化学療法、虚脱療法、直達療法その他適切な療法が見当たらないもの又は特別の治療を必要としないものであつて予後が良好であるもの
イ ア以外のものであつて、長期にわたり軽度の安静を継続すべきもの
2 けい肺であつて、2度のレントゲン線所見があり、かつ、心肺機能が軽度に減退しているもの
3 結核性疾患及びけい肺以外の傷病
労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする。